

十保生 第 26-194 号指令

上川郡新得町1条南2丁目7番地

株式会社上田精肉店

令和4年6月14日申請の食肉処理業  
(2022年)

営業は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の第55条の規定により

次の条件を付けて許可します。

令和4年6月20日  
(2022年)

北海道帯広保健所長 杉澤孝久



- 許可の有効期限は、令和10年7月1日までとする。  
(2028年)
- 営業の場所は、上川郡新得町栄町21-1 とする。

以下余白

業種番号 食衛(肉処)第 R4-5 号

注意 1 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。  
2 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は釧路地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。